

## ワーキングエバー 介護職員実務者研修科 通信課程 学則

(設置目的)

第1条 ワーキングエバー株式会社(以下「当機関」という)が実施する実務者研修は、介護福祉士として介護業務に従事しようとする者を対象とする。専門職としての対人援助の視点と理念、職務上の姿勢、専門的な知識や技術を習得させる。  
さらに、介護職員等による喀痰吸引等の実施が制度化されたことから、高齢化社会における医療・福祉の担い手として活躍できる人材を養成し、地域社会に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 ワーキングエバー 介護職員実務者研修科 通信課程

(位置)

第3条 当科は、和歌山県田辺市朝日ヶ丘21-1 ハートビル  
和歌山県新宮市三輪崎2471-1  
に置く。

(修業年限)

第4条 6か月

(生徒定員、学級数)

第5条 年間100名 5学級  
1開講期間につき、最大3クラス60名とする  
1クラス20名

(養成課程、履修方法)

第6条 1)養成課程:介護職員実務者研修科  
2)履修方法:通信課程

第7条 (休業日)

- 1)国民の祝日に関する法律に規定する休日 ※但し補講等により必要とされる場合はこの限りではない。
- 2)夏季休業日:お盆期間  
冬季休業日:12月27日～1月4日

(入学時期)

第8条 入学時期は、以下のとおりとする。  
3月1日～8月31日、5月8日～11月7日  
6月28日～12月27日、9月6日～3月5日  
12月5日～6月4日  
最小開催人数9名に満たなかった場合は書面にて開講中止の連絡をすることとする。

(入学資格)

第9条 入学資格は特に設けないが、学習意欲のある事を条件とする。(無資格者も入学可能である)

(入学者の選考)

第10条 入学者の選考は特に行わないが、学習意欲のある事を条件とする。  
但し、定員以上の申込みがあった場合は書類にて選考する。

(入所手続)

- 第11条 所定の申込用紙に記入の上、受講決定通知書が到着後、指定口座に振り込むものとする。  
有資格者で科目の免除を希望する者については、受講申込み時に修了証のコピーを提出すること。  
未了者については、申込み時に「修了見込証明書」を提出。

(通信養成を行う地域)

- 第12条 和歌山県全域で、本機関の研修に通学可能な地域。

(退校、休学、復学、卒業(修了))

- 第13条 1)退校 退校を希望する場合は、退校届を提出しなければならない。  
2)休学、復学 養成施設が開講する時期に復学できる場合認める。  
また休学、復学は研修開始から2年以内に全ての科目を履修できる期間内であること。  
3)卒業(修了) すべてのカリキュラムを履修し、各テストにおいて合格基準を満たした者を卒業(修了)とする。

(受講料等)

- 第14条 研修受講に際して必要な費用負担は次の通りとする。

①受講料(演習を含む)

受講者の所有資格	受講料(一般)	テキスト代	合計
介護職員基礎研修	22,000円	3,024円(税込)	25,024円
ヘルパー1級	80,000円	5,184円(税込)	84,752円
ヘルパー2級・初任者研修	80,000円	13,824円(税込)	93,824円
ヘルパー3級・無資格者	150,000円	13,824円(税込)	163,824円

※納入された受講料は原則として返還しない。

②補講対象となった場合、1時間につき3,000円

※テキスト購入後の返金はできないものとする。

(解約規定)

- 第15条 ①受講生からの解約規定(受講生から解約を申出た場合の返金について)  
研修開講日以前の解約について  
テキストを購入済の場合、テキスト代の返金はできません。  
研修開講以降も同じとする。  
②研修事業者(当機関)からの解約規定  
最少開催人数は9名。但し以下の人数でも実施する場合があります。  
天災、その他やむを得ない事情により当機関が研修を中止、延期する場合は、新たに日程を設定するなど受講者に不利益とならないよう、最善の措置を講じます。

(通学上の諸注意)

- 第16条 交通ルールを守り、通学すること。  
無料駐車場有

(研修欠席等の扱い)

- 第17条 受講生は、各時限の研修開始時間の5分前には教室に入るようにしてください。  
研修開始時間の5分以上の遅刻、研修終了時間の5分以上前の早退は欠課扱いとし、補講が必要になります。

(補講等の取扱い)

- 第18条 講義・演習  
スクーリング科目を欠席した場合は、補講は必須とする。  
補講料は、1時間3,000円とする。  
あわせて、各科目のテストに合格する事も条件とします。  
科目別テスト  
100点満点中の合格基準(70点以上)に満たない場合は、再テストを行う。

(研修の内容・研修実施機関・研修の免除・主要テキスト)

第19条

1) 研修の内容

別紙日程表・カリキュラムのとおり

※喀痰吸引等の基本演習については、研修事業実施要綱に順次執り行う。

2) 実施機関

和歌山県田辺市新万22-18

ワーキンエバー株式会社

電話:0739-34-8692

FAX:0739-81-3714

3) 研修の免除

保有資格に応じ有 (別紙1、届出の必要ない研修にかかる修了認定科目についてを参照)

4) 主要テキスト

中央法規出版株式会社

「介護職員等 実務者研修テキスト」

2015年版

(学習の評価及び課程修了の認定)

第20条

1) 課程修了の認定

指定のカリキュラムを全て履修し、科目ごとに配布された添削問題、面接授業における実技、演習などの合格基準を満たした者。

欠席した者は、欠席分の補講を必ず受ける事。(補講を受けない場合はその科目の履修は満たせない)

受講料を全額納めている者。

以上に合わせ、※1)受講態度など総合的に判断する。

※1) 学習意欲が十分であるか。他の受講生の迷惑となるような授業妨害をしないこと。

2) 実務者研修の評価(介護過程Ⅲ、医療的ケアについては筆記試験以外に実技による評価も行う)

科目ごとに筆記試験を実施し、下記基準に達する者を知識の修得がなされていると

判断する。

ランク	得点	合 否
A	90点以上	合格
B	80点以上	合格
C	70点以上	合格
D	69点以下	不合格(再試験)

※Dランクと判定になった者は、訓練時間外にて再試験を行うものとする

3) 介護過程Ⅲ 実技評価

最終講義時間に実施する。

合格基準、再試験は上記1)と同様とする。

4) 医療的ケア 実技評価

全ての基本研修講義受講後に、たんの吸引及び経管栄養の演習を下記のとおり行う。

この演習について評価基準を満たしているかの評価を下記のとおり行う。

①基本研修の内容

たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)と経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)の5つのケアの種類ごとに5回以上の演習を実施し、評価表の全ての項目についての講師の評価結果が「手順どおりに実施できている」とされた場合に、演習の修了となる。

	ケアの種類	実施回数
たんの吸引	口腔内吸引	5回以上
	鼻腔内吸引	5回以上
	気管カニューレ内部	5回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	5回以上
	経鼻	5回以上
救急蘇生法		1回以上

※喀痰吸引等の実施のためには、「実地研修」を修了することが必要です。

(授業料等)

第21条 第14条の通り

(教職員の組織)

第22条 施設長 1名  
専任教員 1名  
講師 6名  
事務職員 3名以上

(個人情報の取扱い)

第23条 1) 収集する個人情報について

当機関は、収集した情報を他人に対し提供したり、共有したり、貸したりはしません。

当機関は、個人の住所・氏名・電話番号・及びEメールアドレスなどを個人を識別できる情報や希望条件、年齢などの個人情報を収集します。

2) 個人情報の使用について

当機関は、上記の目的を達成するために必要な個人情報のみを収集させていただきます。

個人情報の収集・利用・提供は、情報の提供者の事前同意の上、目的を達成する範囲内でのみ行うものとし、その取扱いには万全の管理体制を施しています。

また、ご本人の承諾無く第三者に開示・提供することはありません。

3) 個人情報の委託について

当機関は上記業務を行う際に、個人情報の取扱いに関する情報は一切委託しておりません。

4) 個人情報の開示にかんしての免責事項について

当機関は、原則としてご本人の許可無く第三者に個人情報を開示することはありません。

但し、法律の定めにより、国・地方自治体、裁判所、警察、その他法律や条例などで定められた権限を持つ機関より要請があった場合には、これに応じて本人の許可無く情報を開示することがあります。

(賞罰)

第24条 1) 褒賞

すべてにおいて優秀であり、他の受講生の模範となる者について褒賞することがある。

2) 懲戒

当機関の学則に違反、又は受講生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分(退校処分)とする場合がある。

懲戒の段階は、注意・警告・勧告・退校とする。

前項の退校は、次に1つでも該当する者に対して行うことができる。

①当該課程研修の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数に満たない者。

②学習意欲が十分でなく、他の受講者の迷惑をなす行為を行う等、受講態度が改善されない者。

③講師若しくは他の受講者に場を乱す発言、又は必要以上に大声を出すなど他者の迷惑となる行為を行う者。

④遅刻・早退・欠席・欠課が著しく多く、訓練効果が見込まれそうにない場合。

⑤その他すべてにおいて危険な行動を行う者

(附則)

第25条 この学則は本研修の受講生に対し、平成29年3月1日より施行する。